

議案第 77 号

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁の長に対し、ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を別紙のとおり提出するものである。

平成 30 年 8 月 28 日提出

箱根町議会議員	山田	成宣
〃	石川	栄
〃	遠藤	秀則

(提案理由)

現在、国は地方創生を推進する中、地方自治体に自主自立した財政基盤を確立し、安定かつ継続性のある行財政運営を求めている。地方自治体の貴重な財源となっているゴルフ場利用税交付金を廃止することは、地方創生に逆行するものと言わざるを得ないことから、ゴルフ場利用税を堅持するよう、関係行政庁の長に対し意見書を提出するものである。

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、税収の 7 割がゴルフ場所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。

ゴルフ場が所在する市町村は、過疎地域や中山間地域が多くを占め、自主財源に乏しいこれらの市町村にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な財源となっている。

これに対して、近年、ゴルフがオリンピックの正式競技になったこと等を受け、関係団体や文部科学省などから、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が行われている。

ゴルフ場所在市町村は、ゴルフ場へのアクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ごみ処理、水質調査等のゴルフ場特有の行政需要に対応する必要がある。

市町村においては、依然として厳しい財政状況が続いており、仮にゴルフ場利用税が廃止された場合、ゴルフ場特有の行政需要に対応できなくなるばかりか、それ以外の事業の継続にも支障を来すことになる。

当町のような普通交付税不交付団体では、減収となった分が交付税では措置されず、すべてが減収となるので、ゴルフ場利用税の廃止による影響は非常に大きいと言わざるを得ない。

現在、国は地方創生を推進する中、地方自治体に自主自立した財政基盤を確立し、安定かつ継続性のある行財政運営を求めているが、地方自治体の貴重な財源となっているゴルフ場利用税交付金を廃止することは、地方創生に逆行するものと言わざるを得ない。

よって、国においては、これらの実情をご賢察のうえ、現行制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

神奈川県足柄下郡箱根町議会議長

沖津 弘幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣